授 業 科目名 科目区分	【 G カ リ キュ ラ ム 】 プ レ t 【 E F カ リ キュ ラ ム 】 プ レ t		必修	開講年次	【G】1 【EF】1 単位数 【G】2 【EF】2
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための ( 【EF】教員の免許状取得のための (	[-•-•] 科目		知りる行口(
施行規則(	<u> </u> こ定める科目区分又は事項等	TELL AND	, / TI LI	·	
サブタイトル		L 民法の判例を読む		担当者	勝田 信篤
授業概要	【概要】 判例とは、裁判所が下した判決の中で、後世の参考になるものをいう。民法を学習する上で、講義を受け、教科書を読み、条文を理解することに大切だが、それだけでは十分とはいえない。現実の問題、事件を解決するためには、民法の条文をどのように当てはめて、どのような結論を導くべきなのか、ということを学ぶことが必要となる。そうした学習の格好の材料になるのが、実際に裁判所が下した判決からなる判例なのである。この演習では、民法の判例の読み方を学ぶ。  【到達目標】 学習した内容を現実の事案にあてはめて、妥当な解決方法を導けるようになる。これは、評価基準に記載した「応用力」にあたる。				
履修条件	特になし 条件				
教科書・ 参考書	【教科書】 授業時にプリントを配布する。 六法(どの出版社のものでもよい。ただし、平成31年版。授業の際には必ず持参すること) 【参考書】 鎌野邦樹『今日から役立つ民法』ナツメ社、1512円				
授業回数	授業内容				
授業内容	印象に残ったこと、それに対すいく。それを繰り返す。 判例を読む過程で、判例の読み	その後、配布した判例を読みながら、終ける意見、質問等を 10 行程度のレポート 外方、基本用語、裁判の仕組み等につい 授業中の私語、携帯電話等の使用を禁	、にまとめてもらう ても解説をする。	う。次回は、前回	出た質問をもとに、参加者全員で議論し
予習 復習 内容	配布した判例を読みながら、その日の授業内容を再現してみる。疑問点が生じたら、まず教科書、参考書等で調べ、それでもわからなければ、 次回の授業時に質問する。				
評価去準	授業時にレポートを 10 回以上提出した者の中から、レポートの内容 (90%)、授業に対する参加の度合い等 (10%)を参考に、S~Cの評価をつける。10 回未満の者は、自動的に、D以下とする。 S:授業内容を理解しており、秀でた応用力がある、A:授業内容を理解しており、応用力もある、B:授業内容を理解している、C:最低限を基礎力を備えている、D:基礎力が不足している、E:基礎力が著しく不足している、F:出席やレポート提出がない場合、評価不能とする。				
その他	※G カリ:法【必修】スポ【必修〕	】情【必修】/EF カリ:法【必修】スポ【	必修】経【必修】		